

第5回安中市行政改革審議会補助金等検討部会会議録（概要）

【日 時】平成23年11月15日（火）午前9時30分～12時

【場 所】安中市役所 202会議室

【出席部会員】5名

【欠席部会員】なし

【事務局】3名（企画課長、行政管理係長、担当職員1名）

【財政当局】財政課長

【配付資料】

- 1 安中市団体等への補助金等交付指針
- 2 見直し基準
- 3 前回会議録

【概 要】

1 開 会 司会進行：企画課長

2 挨拶 部会長

・配付資料確認

3 協議事項 議長：部会長

（1）補助金の見直しについて

説明：事務局

- 資料1については、前回会議時の意見を踏まえ、部会長が加除修正したもの。文言、内容ともに変更があるので、ご確認及び本日の会議でご検討いただきたい。
- 資料2については、前回会議でも配布した見直し基準に、部会長の案を加えて比較しやすいようまとめたものとなっている。

協議結果

<指針について>

- 4項の「また行政担当者が事務局になっている団体について、」の部分を削除する。
- 同じく4項の「団体の公益性、必要性、公平性、効果性、適時性、協働の度合いによってのみ客観的に決定することとし」の部分を、「すべての補助金は、団体の公益性、～協働の度合いによってのみ客観的に決定されることとし」に修正する。
- 同じく4項の「過去の経緯や団体と担当者の密接度によって基準が変化しない」を、「過去の経緯や団体と市の各機関との密接度によって影響を受けない」に修正する。
- 5項の、「補助金の交付を行うにあたり、その公平性・適正性等統一的な判断を行うために、第三者委員会など外部有識者で構成される組織・機関を設置する。」に続く表記を、「首長は、当該組織・機関の意見を尊重しなければならない。」とし、その次の表記として、「当該組織・機関と首長との判断が異なるときは、首長は当

該組織・機関に対して説明責任を果たす必要がある。」に修正する。

- 3項を「補助金の交付は3年を限度とする。」から、「補助金の交付は最長3年を限度にゼロベースで見直す。」に修正する。
- 1項、2項及び6項については、資料のとおりで決定とする。

<基準について>

- 「(3) 自立可能な団体に補助執行しているもの」として、「補助金額を上回る剰余金・繰越金のある団体」及び「多額の積立金(補助金額の2倍以上)がある団体」を設定する。
- 「(2) 補助効果の低いもの」については、何をもって補助効果が低いのかのわかりにくいので、文言を再考し、実質的な財政支援とならない場合の線引きについて、実績報告書等を見ながら次回議論していくこととする。

質疑・意見

<資料1 「安中市団体等への補助金等交付指針」について>

- 6番目の項目にあった「近接補完性」という言葉について正しい意味と使い方について調べてみたが、よりわかりやすいよう「安中市は市民ができることは市民が行う自立的な地域となる必要があり、」というストレートな表現に変更した。
- 2番目の項目に新規として「団体への運営費補助は近い将来廃止することとし、事業費補助のみを交付することとする。」を加えた。
- 4番目について、「行政担当者が事務局となっている団体について」と対象を限定しているが、ここは前回なかったところだ。ここで言う「行政担当者が事務局となっている団体」は当然あると思うが、そこに限定して、続く「団体の～決定することとし、」というのは少しバランスが悪いような感じを受けるので、「行政担当者が事務局となっている団体」に限定せず、すべての団体で良いのではないか。すべての団体が客観的に決定されなければならない。
- 前回あった「背信行為」という言葉を、今回「過去の経緯や団体と担当者の密接度によって基準が変化しない」という言い方に変えたのだと思うが、裏を返せば、この言い方だと「過去の経緯や団体と担当者の密接度」によって基準が変化している状況を当部会として認識したということにならないか。
- まずは、「また行政担当者～団体について、」の部分削除する。続く「団体の」を「すべての団体は」と修正する。さらにそうすると「決定することとし、」ではおかしくなるので、「決定されることとし、」に併せて修正する。加えて、最後の「基準が変化しない」を「交付基準が変化しない」に変更する。「過去の経緯や団体と担当者の密接度によって」という文言は入れておきたいと考えている。
- 「過去の経緯」は良いが、「団体と担当者の密接度」だけではなく、団体と行政に携わる者との密接度という広い意味にしたほうが良いのではないか。どちらかというところ、担当者と言うよりは議員や行政幹部との密接度のほうがより影響を与えやすいからだ。
→「市の各機関」と言えば、首長・議会・職員のすべてを含むことになる。
- 「すべての団体は～決定される」というのは少しおかしいのでは。決定されるのは

団体そのものではなく、団体への補助金ではないか。

- 「すべての補助金は、団体の公益性、～決定される」とすれば、より誤解を招くことは少なくなると思うがいかがか。
- ここで言う基準とは、いわゆる「交付基準」のことか。交付基準は通常変化することはない。それとも交付の手前の段階の、審査基準を指しているのか。
- 審査時の基準を想定している。とすれば、「基準が変化しない」を「影響を受けない」に修正したい。
- 5項の1行目に「適正性」という文言があるが、1項と4項で「公共性～協働の度合い」までを丁寧に述べているのに対し、突然出てくる感じがする。
- 5項の趣旨は、様々な要因によって審査の過程やそれによる結論とは異なる首長独自の判断がなされることもあるだろうから、そのときは第三者委員会に対しても説明責任があるのだということだ。
- 同じく5項の2行目に記載されている「見解が分かれたとき」というのは、抽象的な書き方となっている。実際は、第三者委員会が審査した結果を受けての予算案の取扱いの報告を行う、ということなのだろう。それは、第三者委員会の出した結論と異なる場合も同じ場合も包括されるのではないか。説明責任というのはいい、
「見解が分かれたとき」という表現がふさわしいかどうか。どのような意図があり、
どういった理由で予算案を作ったのか、その報告があれば良いのではないだろうか。
- 当然、第三者委員会の判断が尊重されなければならないのが前提にあるはずだ。市が第三者委員会と異なる判断をするときは、きちんと説明しなければならない。見解が分かるといって、どちらにも理があると見られることもあるので、「当該組織の見解と異なる判断をしたとき」という文言ではどうか。
- 単に第三者委員会を設置する、というだけでは弱いので、第三者委員会の意見は尊重すべきという内容の文言は入れたほうが良い。
- 具体的な行為を記載したほうが良いと思う。それは、予算編成措置が決まった段階でそれを報告する、という書き方にすれば良い。尊重したかどうかは見解の相違になるが、報告であれば実際の行為を指す。そのほうが「尊重する」ことを担保できる。
- ただし、市長の予算編成権までは縛れないので、報告をして再度議論をしてもらうか、第三者委員会がそのまま受け入れるかは別として、その流れを毎年行いながら市民に対して情報開示をしていけば、よりオープンに見える形になると思う。最後を細かく決めておくことで、手続きの公平性も担保できる。
- 今のご意見を合わせると、「～組織・機関を設置する。」に続いて、「市は、当該組織・機関の意見を尊重し、作成した予算編成案を当該組織・機関に報告しなければならない。」とすれば良いか。
- 本来は、自分の代わりに第三者機関に判断してもらうようお願いしているので、判断が異なるということはないはずだが、念のために表記しておくほうが良い。
- 現段階では、最初に「補助金の交付にあたり、～組織・機関を設置する。」とし、次に「市は、当該組織・機関の意見を尊重しなければならない。」とし、さらに具体的に報告について続けていきたいが。
- 第三者委員会にどこまでお願いするのかわからないが、当然交付の是非と、金額ま

では任されることになるだろう。その後、審査結果をまとめて報告ないし提言されることになるが、それと異なる内容を決定した場合に限っても良いのではないか。

- 第三者委員会が提言した内容どおりに決定されたものについては、省略しても良いのではないかと考えている。
- その年の審議案件を全部報告・説明となると担当部局も含め作業量的に大変ではないか。

→市が報告となると、おそらく一覧表を作って「こうなりました。」と説明することになるだろうが、仮に財政当局でその説明をするとなると、第三者委員会の意見をどう受け、結果なぜ異なる判断を首長が出したのか、その説明内容が曖昧になってしまうのではないかと懸念している。財政課の感覚からすると、「首長は」という表記にしていただかないと説明者の定義が曖昧になってしまい、満足な説明が出来ないのではないかと考えている。また、報告だけだと単に結果を示すだけで終わってしまう可能性もあるので、「異なる判断をしたとき」に限って「首長が」説明をするようにしていなければありがたい。

→そのような指針ができれば、今までは予算の最終査定を市長が行ってきただけだったが、その手前で外部の第三者の目で見ると異なる意見が出されれば、それまでの考え方を考えるきっかけになったり、良い意味での緊張感が保たれたりするのではないか。

- 市の内部組織の1つではなく、第三者委員会なのだから、単なる意見として終わらせて欲しくはない。民間人を入れた以上は、それは極力尊重しなければならない。
- 様々な意見をいただいたが、5項の「補助金の～組織・機関を設置する。」の後に「首長は、当該組織・機関の意見を尊重しなければならない。」とし、その次の表記として、「当該組織・機関と首長との判断が異なるときは、首長は当該組織・機関に対して説明責任を果たす必要がある。」としたい。第三者委員会とは異なる独自の戦略性を持って判断した、と自信を持って説明するなら、それは前向きで良いと思う。
- 3項についてだが、「3年を限度とする。」という文言だと、3年経ったら終わりという印象を受けるので、3年経ったら継続できなくなるのではなく、スタートに戻ると意味の「3年経ったらゼロベース」という表記にしたほうが誤解を生じないのではないか。
- 「ゼロベース」という言葉を、何か上手い言い方に換えられないだろうか。
- 我孫子市は「すべてを白紙に戻す」という言い方をしている。
- 我孫子市が市民に公開している文言では、「採択されてから最長で3年間補助金の交付が受けられます」とだけになっている。3年で終わりというのを、逆の言い方にしているだけだ。
- 交付の限度を強調するか、ゼロベースで再度のチャンスがあることを付け加えるか、その選択だと思う。ゼロベースというと、少し優しい響きになる感じがする。「限度とする」と言い切ると、不安に思われるかもしれない。「ゼロベースで見直す」とか「ゼロベースに戻す」という言い方だと、再申請・再交付の機会があると分かってもらえるかもしれない。

→安中市の補助金で3年というスパンを設けるのは、初めての試みになる。したが

って、指針の3番目については目玉的な扱いになるだろう。今までは、1度申請が通れば、翌年度以降もよほどのことがない限り継続して認められてきた。

- 「補助金の交付は、3年を限度にゼロベースで見直す」という言い方はどうか。3年を限度に、ということ。場合によっては、1年で終了することもある。
- 3年で打ち切りとなり、その後当該団体は一切の申請ができないという取られ方をされてはいけない。
→3年というのは、第三者委員会の審査を受けてから3年という解釈で良いか。
- それはそのとおりだ。安中市はこれから決めていくことになるだろうが、我々が視察した我孫子市は、一旦すべてを白紙に戻した上で、申請をする期限を決めて団体に一斉に手を挙げさせた。大きな団体にいくつも名称の異なる補助金が出ていれば、それらは統合して出すようにした。
- 補助金をもらっている団体に、いかに公平に扱っていることを見せられるかどうか。
- 過去3年以上の補助を受けてきたからといって、ただちに申請できないとするのはあまりに乱暴だと思う。そこはやはり向こう3年くらいの猶予は与えるべきだと思う。
- 補助をつけるときは3年を限度とするというのが基本で、継続しているのは言わば経過措置のようなもの。技術的なことを言えば、3年に分けて審査していくとしたときの、分け方に合理性があれば良い。すべてを一旦白紙に戻すには事務的な問題があるとすれば、古いものから順に見ていくとか、外部評価のように問題とされている案件を抽出するやり方も1つだ。白紙に戻すすべてを一斉にというよりは、物理的に可能な件数に絞っていくほうが現実的ではないか。
→部門別に、福祉部門、教育部門、商工部門といったような分け方が可能であれば良いと思う。
- 指針で3年と謳えば、今まで3年を超えて補助を受けていた場合は切られることにならないか。今までは申請が出ることを見越して、前年のうちに予算編成をしてきたはずだ。申請がされてからそれに基づき予算を組むという順序ではなかった。となると、今回24年度の予算編成を組むにあたり、そういった継続して補助を出していた部分の予算をどうつけるか。ゼロにしてしまうのか。
→本来は、既存の団体補助についても同じスタートラインに立って始めていくというスタンスだと思う。財政課の査定で落とされる予定のものが、市長査定でまた戻されることもある。そう考えると、同じスタートラインに立って始めるほうが望ましいかもしれない。
- 可能であればその方向でぜひ進めていただきたい。
- 系統別に分けて、同じ性質の団体間でまとめていけば、それほど不公平感はないのではないだろうか。
- 現段階では、第三者委員会の運用についてはひとまず置いておいて、大枠だけを考えてほうが良い。これまでの意見をまとめると、「補助金の交付は最長3年を限度にゼロベースで見直す」ということで良いか。敢えて最長3年としたのは、3年の猶予があると安心させないため。言葉的には違和感があるだろうが、場合によっては打ち切りもあり得ることをより意識してもらいたい。
- ゼロベースという言葉はどうするか。審議や再考といった言葉で、再度の申請もあ

ることを表現できないか。

- 再申請を前提とした内容にはならないほうが良いと考えている。まず、ゼロに戻することを伝えたい。ゼロベースで「見直す」というところで、必ずしも打ち切りになる訳ではないことに気づいてもらえればと期待している。担当者としては、ゼロベースと言っても、きちんと実績を出して効果が確認できれば再申請も通るであろうこと、また、市として既得権的に続いてきた補助金については全体で見直す時期に入っていることを、きちんと説明しなければならない。
- 2項についてだが、「団体への運営費補助は近い将来廃止することとし」というのは、市の方針としてその方向で進めていくということで良いのか。あるいは、行革審としてこの方針を提言するという事に留めるのか。
- 諮問は白紙の状態でされているので、現段階で市の方針を確認しそれに沿った提言をしなければならないということではない。
- 気になるのは、運営費補助をいずれ廃止といっても、実際は継続されていく運営費補助もあるのではないかということだ。そうなると、3項の最長3年以内にゼロベースで見直すという文言との整合性は大丈夫かと思った。つまり、運営費補助を廃止し事業費補助のみにしていき、その事業費補助を最長3年で見直すとなると、完全に事業費補助のみを見ていくことになるがそれで大丈夫なのかということだ。団体とすると運営費補助的な要素が強い状態で今まで継続して補助を受けてきたところは、近い将来廃止となるとその団体で実施する事業別に細かく見ていく必要が出てくる。
→1つの団体で細かく多くの事業を実施している場合は、当該団体が実施する事業として1つにまとめ、その全体の事業費に対し補助するというやり方が考えられる。
- では、2番目と3番目は憲法ということで敢えてシンプルにいくということにしたい。
- 指針については、これまでのご意見を踏まえ、部会長と摺り合わせたものを再度各委員にお示しするという事で良いと思う。

<資料2 見直し基準について>

- 資料2において、今回具体的な金額や補助率の割合についてはまだ不明瞭な点もあるので、意味的な文言だけを大きく4つにまとめてみた。(1) 公益性・必要性に問題があるもの、(2) 補助効果の低いもの、(3) 自立可能な団体に補助執行しているもの、(4) 補助対象経費に問題があるもの、以上の4つとなる。
- 終期の設定については、指針の段階で3年と入ることとしたので、それで大丈夫ではないか。
- 財政課としては、私の意見の(3)として載っている「自立可能な団体に補助執行しているもの」について、おおよそ妥当な補助割合の目安は見当がつくか。
→そのことについては、財政課内で財務担当者と話し合ったが、剰余金と繰越金については、補助金額を上回る場合はいかなるものかという見解でまとまった。
積立金については、森泉委員のご意見にもあるが補助金額の2倍以上を見直し対象とすることでどうかとなった。

飲食費等構成員や受益者が自ら負担すべきものや研修費、会議費、人件費についても見直すべきとなったが、それらを具体的な割合で一律にゼロか百かを判断することは不合理なので、それらを事業費として認めないこととし事業費からこれらの費用を除いた上で事業費を精査し、繰越金、剰余金や積立金の状況と合わせて見ていくことでどうか、という見解でまとまった。

- (3) のところについては、剰余金や繰越金が補助金額を上回る場合は見直すということで、他の委員からの意見でも補助金額を上回る剰余金・繰越金のある団体は見直すとしているので、ここは良いと思う。
- もう1つの多額の積立金（補助金額の2倍以上）がある団体は見直すというのもこれで良いだろう。
- 積立金と繰越金についてだが、両方ともいわゆる留保性の積立金という意味で捉えている。目的積立金で合理性のあるものについては、除いて考えないといけないと思う。逆に単なる利益の余りや、目的がはっきりしない積立金であれば、その部分についてはきちんと精査しなければならない。
- 任意団体の場合、積立金という概念は通常なく、繰越金を重ねていくことで積立金の代わりにするというのが通常なのだが。
- 本来は、積立金にまで補助金で賄うということ自体がおかしい。
- 私が入っている団体は、会員から会費を集めているが、隔年で他団体と交流を持つ機会があり、そちらの経費が大きい。そちらの交流事業は補助を受けていないので、どうしても必要分積み立てる必要がある。
→そういった将来行う事業が公費で賄うべき性質のものであれば、その年にその事業に対して補助することも可能だと思う。しかし、公費の補助金の一部を積み立てていくとなると、本当に将来実施される事業にのみ使われるのかの検証や、団体の財政管理を市が行うことはできないので、認められないというのが本音だ。
- 剰余金を10万円持っていて3万円を補助してもらった団体の場合、その剰余金額をもって打ち切られると、例え会費を集めていても実質的な活動が出来なくなる団体もあるので、そのあたりは難しいかもしれない。
- そういった団体の場合、おそらく繰越金を作っておくことで次回会費を集めるまでの運転資金になっているということなのだと思う。そうしないと、会費を次に集めるときまで活動が出来なくなるということだろう。問題になっているのは、使途が決まっていない留保性の高い繰越・積立金だと思う。したがって、繰越金や積立金の額とその目的と、その団体が地域に対しどれだけ貢献しているか、そのバランスをどう取っていくかは難しいところだ。
- 要は自立可能かどうかを、数字的にどう表すかなのだと思う。補助金制度における自立とはこういうものだという内容を、数字的に少しでも表せることができればベターだ。したがって、本来は団体同士で補助を受ける金額を比べても意味がなく、その団体が自立できているかどうかを判断していくことが必要だ。
- 憲法である指針において自立を促しているわけだから、今、補助を受け自立できていない団体も、今後自立できそうな状況であるなら、そこは何とか団体側で努力して欲しいという意図がある。
- 本当に自治体でやるべき事業を民間団体がやっているのであれば、補助ではなく委

託費にするべきだ。

- 公益法人の認定基準のところに、留保性の繰越金や積立金の制限がある。それは、事業費の年間支出額を超えないこととなっている。それは、将来への留保として、1年間の事業費分までは認めるがそれを超えては認めないということだ。そのような基準も、1つ参考になるのではないだろうか。減価償却のための引当積立金等、将来に必要なものは除く必要があるだろう。
- そういった留保金の使い道や必要性の証明は、団体側にさせるようになるだろう。財政調整基金的なものであれば認められない。
- 色々な団体が、自らの活動で利益を得て、その利益を積立たり繰り越したりすることには何ら問題はなく、それを禁止している訳でもない。問題は、そういった団体に税金から補助金を出すことについてだ。市の補助金制度の見直しであるから、そこは踏み込まなければならない。留保性のお金が無くなったら、また補助申請すれば良い。難しい問題だが、積立や繰越があっても、それに納得できる説明ができれば、場合によっては認められるかもしれない。
- あまり細かいことを考えすぎると、どうにも動けなくなってしまう。現段階ではシンプルな内容で良いのではないか。基準は物差しだから、複雑にならないほうが良い。
- 積立金や繰越金について、「留保性の高い」という文言は入れなくても良いか。
- あまり抜け道を作らないほうが良いのではないか。この基準が物差しになると思うので。
- これは「見直し基準」なのだから、見直す対象を測る基準であって、実際の交付不交付の決定をする基準ではないのではないか。
- どうやら皆さんも見直す対象とする基準という認識で一致していたようなので、「留保性の高い」という文言は敢えて入れずに、(3)の中に「補助金額を上回る剰余金・繰越金のある団体」、「多額の積立金(補助金額の2倍以上)がある団体」を入れることとする。
- 次に、「(2) 補助効果の低いもの」というところはどうか。具体的な金額を出すことは難しいか。
- 他市の基準にある、「補助金額が20万円未満」や「補助金額が収入総額に対して5%未満」というのを取り入れるかどうか。
- 具体的な金額もそうだが、まずは「補助効果の低い」ということをどう捉えるか。事業の効果がでていても、その範囲が限定的であれば補助効果は低いということになる。
- 限定的というのは、(1)にある「公益性・必要性に問題があるもの」に含まれないか。
- (2)の言葉の建て方が複雑にしているのだと思う。補助効果の低いというのを何を対象とするかが曖昧な表現なので、「実質的な財政支援となっていないもの」に限定すると論点がはっきりするのではないか。
- ただ、「補助金額が20万円未満」というのは、安中市の補助金に当てはめるとたくさんあるのではないか。
→以前零細補助を見直そうとして、5万円未満を対象としたことがあった。金額で

はなく市から補助金をもらうことでお墨付きを得ているという満足感がある団体もあると聞いている。1、2万円程度の補助では意味がないとは一概には考えないということなのだろう。

- そのような団体には、自立に向けて自信を持っていただく方向に持って行ければ良いのだが。
- 現状の安中市で見て零細補助が圧倒的に多ければ、5万円や3万円からスタートしても良いと思う。おそらく10万円だと、ほとんどの団体が含まれるのではないだろうか。
→確かに10万円未満となると、かなりの数になる。
- 金額を決めてしまった場合、その金額と団体の収入総額の5%が釣り合うようであれば良いが、実際はどうなのだろうか。
- 金額の5万円や5%という具体的な数字は、市の執行部で見当をつけて探れるのではないか。我々としても情報が少なく判断しづらい。
- もしそういった数字的な形で示すなら、妥当な数字が出せれば良い。そうでないなら、その部分は空欄にしておくか。例えば、市の財政が逼迫している中、申請された6万円から4万円に減額するよう説得した団体は、その後も4万円の補助が続いているだろう。そこを5万円未満の見直しとなると、団体側としても本来は6万円もらえるはずだったのだから問題はない、という主張をするだろう。
- 金額よりも、割合で見た方が良いのではないだろうか。団体の収入に対し、あまりに少額な補助であれば意味がないはず。
- 事務局側に宿題としてお願いしたい。補助金の円グラフというか、例えば5万円未満や収入の5%未満の補助金はいくつあるのか、構成比をカウントしたものを次回資料として出していただいて、それを見ながら判断していくか。あるいは、事務局の中でどの程度が妥当なのか教えていただければと思う。
→補助額については、以前提出した資料の中で本年度の補助金予算額が全て載っているものがあるので、そちらを見れば分かると思う。ただし、補助金額が収入総額に対して5%未満のものはすぐには出しづらい。
- 収入総額に対して見るのが良いのか、事業費総額に対して補助金がどのくらい使われているのかを見るのが良いか、それも考えなければならない。
→5万円未満の補助金が、どのくらいの割合を占めるかを円グラフにするのはすぐに出せるが、その団体の収入総額に対してあるいはその団体の事業費総額に対して5%未満の補助かどうかは、すぐには検証できない。
- しかし、それらのデータがないと、我々が基準を判断するときの根拠がないということになってしまう。以前実績報告書を出してもらったのだから、それで見ているのではないか。
- 今、市は補助対象事業費の補助をしているが、補助対象事業をどこまでにするかを工夫すれば、同じ補助額であっても補助率を変えることは簡単だ。
→今までは、団体の運営費補助なのか事業費補助なのか、そういった区分けは行わずに全体の団体に係る経費に対して出してきたのが安中市の補助金だ。
- そこで、補助を受ける側としては、本来補助されるべきでない飲食費等も含めて事業費に係る経費として出してくる。これからの見直しは、そこが課題となってくる。

今出している補助額が妥当なのかどうか、そこから入らなければならない。

- 本当は、団体の行う事業が公益性や必要性を満たすかどうか検討し、その度合いに応じて補助率が決定され、事業費にその補助率を乗じた額が補助金として出されることが1番望ましい。
- 今求めてもらおうと思っていた事業費対象補助額の比率だが、全部ではなく5件とか絞ってみて、内訳をもう少し細かく見て5%という比率が妥当かどうかをチェックしたい。例えば、金額が非常に大きいところ、逆に小さいところといった、典型的なものを上げてもらい精査できるものだけで良いので、手元にある資料で精査したほうが良いのではないか。
→そうすれば、5つのパターンでやってみたい。
- その5パターンの中で、大きいところと小さいところが双方入っているほうが良い。他には、会費を徴収しているところとしていないところ等いくつか挙げて報告いただきたい。
- 事務局で用意するもの以外に委員から取り上げてもらいたいものがあれば、事務局へ18日までに申し出ていただくこととしたい。

(2) 今後の予定について 議長：部会長

説明：事務局

- 年内に行革審を開きたいと考えている。行政評価が最終評価まで終わり、報告できる内容にまとまった。日程としては、12月の1日～16日くらいを目安に調整できればと考えている
- 次回部会は、11月29日(火)9時30分開始に決定。

(3) その他

- 10月29日及び30日に実施された、群馬県の事業仕分けに委員として参加した部会長から、内容についての説明・感想があった。

4 その他

5 閉会